

平成 19 年 6 月 11 日

障害福祉サービス事業所 管理者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

### 法令遵守の徹底について

日頃から、本市の障害者福祉行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 19 年 6 月 6 日付厚生労働省社会・援護局企画課長等通知により「不正行為への対応」として、厳しい判断が示されました。これは、複数の事業所において虚偽の指定申請をしたという事実により、障害者自立支援法に規定する欠格事由である「障害福祉サービスに関し不正または著しく不当な行為をした者」に該当することとされたものです。

この結果、直近の不正事実の発生日から 5 年間、障害福祉サービス事業者としての指定及び更新を認めてはならないとされました。

こうした事案は、障害福祉サービス事業者に対する利用者の不信感を招くのみならず、障害者自立支援制度全般に対する信用が損なわれ、日々適正な運営に努めていただいている多くの方々の努力を無にすることにもなります。

各事業所におかれましては、再度人員基準や運営基準等関係法令に沿った事業運営が行われているか業務の点検を行うとともに、不正行為を行わない、行わせない組織づくり、法令遵守の徹底を含めた人材教育を定期的実施するなど、適正な事業運営に努めていただきますようお願いいたします。

なお、移動支援事業・地域活動支援事業を実施している事業所につきましても同様ですので、よろしくようお願いいたします。

健康福祉局障害福祉部障害者支援課  
指導係 9 7 2 - 2 5 7 8